

亘理町議会議員新型コロナウイルス感染症の公表に関する基本指針

亘理町議会議員が、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）に感染したことが判明した場合における情報の公表に関する基本指針を、次のとおり定める。

1 公表の目的

亘理町議会議員が自主的に情報を提供することにより、町民及び地域社会に与える影響を最小限にとどめ、安全・安心な生活の維持に寄与することを目的とする。

2 公表について

亘理町議会議員が感染症に感染した場合、次に掲げる情報のうち、議員本人又はその家族等から情報提供があり、かつ公表の同意を得られたものを対象とする。

- (1) 人数
- (2) 陽性判明日
- (3) 現在の状況（症状の有無）
- (4) 議員活動等の履歴（発症日の前2日間の活動等履歴）
- (5) 公衆衛生上の対策（消毒の実施等）
- (6) その他、特に必要と認められる情報

3 公表の方法

亘理町ホームページ上で速やかに公表する。

5 その他

- (1) 公表にあたっては、感染した者及び濃厚接触者並びにその家族等（以下「感染者等」という。）の個人情報、人権等の保護に努めるとともに、町民の不安を増長することにつながらないように、最大限配慮する。
- (2) 公表の際は、感染者等への不当な扱い、いやがらせ、差別や偏見につながる行動を取ることのないよう、町民に対し冷静な対応を要請する。
- (3) 本指針により知り得た個人情報は、個人情報保護に関する法令等に基づき厳重に管理する。
- (4) 感染状況等情勢が変化した場合は、本指針に基づく公表を停止することができるものとする。

附 則

令和2年12月1日に制定した新型コロナウイルス対策に向けた町議会の課題と対応については、令和4年2月22日で廃止とする。

附 則

この指針は、令和4年2月23日から施行する。